

3 行政運営改善調査

行政運営改善調査とは


- 行政評価局では、政策担当府省とは異なる主体として、政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気付くことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供する「行政運営改善調査」を実施しています。
- 行政運営改善調査には、「全国計画調査」と「地域計画調査」があります。

全国計画調査

- 「全国計画調査」は、全国規模で業務運営の見直しを図る必要がある問題等について、本省行政評価局が企画・立案し、本省及び全国の管区行政評価局等が調査を行うものです。
- 調査の結果、改善が必要と認められる事項については、各府省に対し改善を要請（勧告等）します。

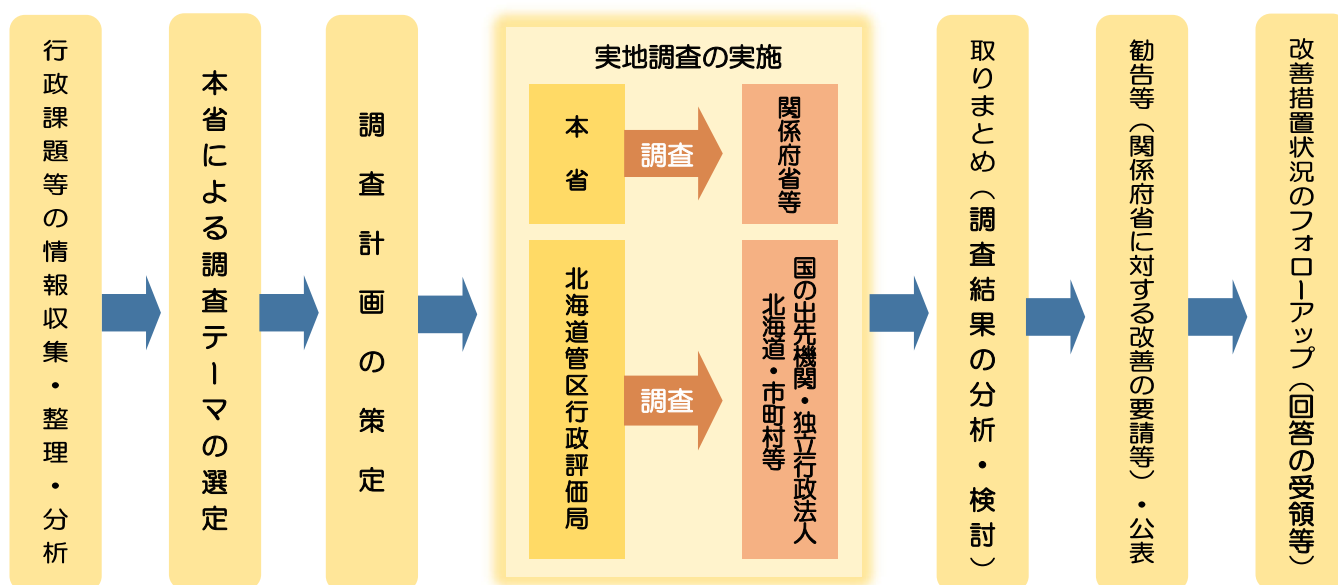
近年、勧告等を行った調査テーマ（令和6年3月末現在）

- ・ 太陽光発電設備等の導入（令和6年3月26日勧告、勧告先：経済産業省）
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援（令和6年3月8日通知、通知先：文部科学省）
- ・ 浄化槽行政（令和6年2月9日勧告、勧告先：環境省）
- ・ 墓地行政（令和5年9月13日通知、通知先：厚生労働省）
- ・ 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進
（令和5年8月7日通知、通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省）
- ・ 不登校・ひきこもりのこども支援（令和5年7月21日通知、通知先：文部科学省）
- ・ 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動（令和5年7月14日通知、通知先：厚生労働省）
- ・ 河川の陸閘の管理・運用（令和5年7月7日勧告、勧告先：国土交通省）
- ・ 災害時の道路啓開（令和5年4月25日勧告、勧告先：国土交通省）
- ・ 遺留金等（令和5年3月28日勧告、勧告先：厚生労働省、法務省）
- ・ 外国人の日本語教育（令和5年1月20日通知、通知先：文部科学省（文化庁））
- ・ 火山防災対策（令和4年9月9日勧告、勧告先：内閣府）
- ・ 伝統工芸の地域資源としての活用
（令和4年6月10日通知、通知先：経済産業省、文部科学省（文化庁））
- ・ 生活困窮者の自立支援対策（令和4年4月26日勧告、勧告先：厚生労働省）
- ・ 自衛隊の災害派遣（家畜伝染病）（令和4年4月22日勧告、勧告先：農林水産省）
- ・ 自衛隊の災害派遣（自然災害）（令和4年3月4日通知、通知先：内閣府、防衛省）

より詳しい調査結果はこちらをご覧ください 



全国計画調査の流れ



全国計画調査の例

<太陽光発電設備等の導入に関する調査>

より詳しい調査結果はこちら⇒



調査の背景

各地域で太陽光発電設備等の導入が進められているが、一部の現場では住民説明が不十分、土砂の流出などのトラブルが発生しており、その発生防止、地域住民の理解促進など地域との共生を図りつつ、適正な導入を進めるための環境の整備が課題

主な調査結果

勧告年月日：令和6年3月26日 勧告先：経済産業省

① 設備設置前のトラブル防止

市町村が発電事業者に対し、泥水・土砂等の流出や騒音等のトラブルに関する再発防止策と住民への説明方法について助言している等の事例あり

情報提供

調査で把握した住民説明のポイントを整理し、情報提供
⇒経済産業省令の改正及び新たなガイドラインに反映

② 設備設置後のトラブル防止・発生後対応

市町村が助言等を行ってもトラブルの改善が図られず、経済産業局に相談を行っている事例あり。経済産業局は通報を受けた場合に現地確認を実施しているが、頻繁には実施できていない例あり

勧告

トラブルの未然防止に向け経済産業省による現地調査を強化すること。調査は、地方公共団体から通報のあった発電事業者の情報等を活用し効率的・効果的に実施すること

③ 経済産業省と地方公共団体との情報共有

経済産業省が地方公共団体に提供する認定設備情報等や同省に通報できる情報提供フォームを不承知の市町村が6割以上あり

勧告

地方公共団体に対し、設備情報、情報提供フォーム等を周知すること

④ 発電事業者に対する経済産業局の指導等

長期間改善等が行われていないが、文書指導を実施していない事例など、行政処分的前提となる経済産業局の文書指導の対応が区々

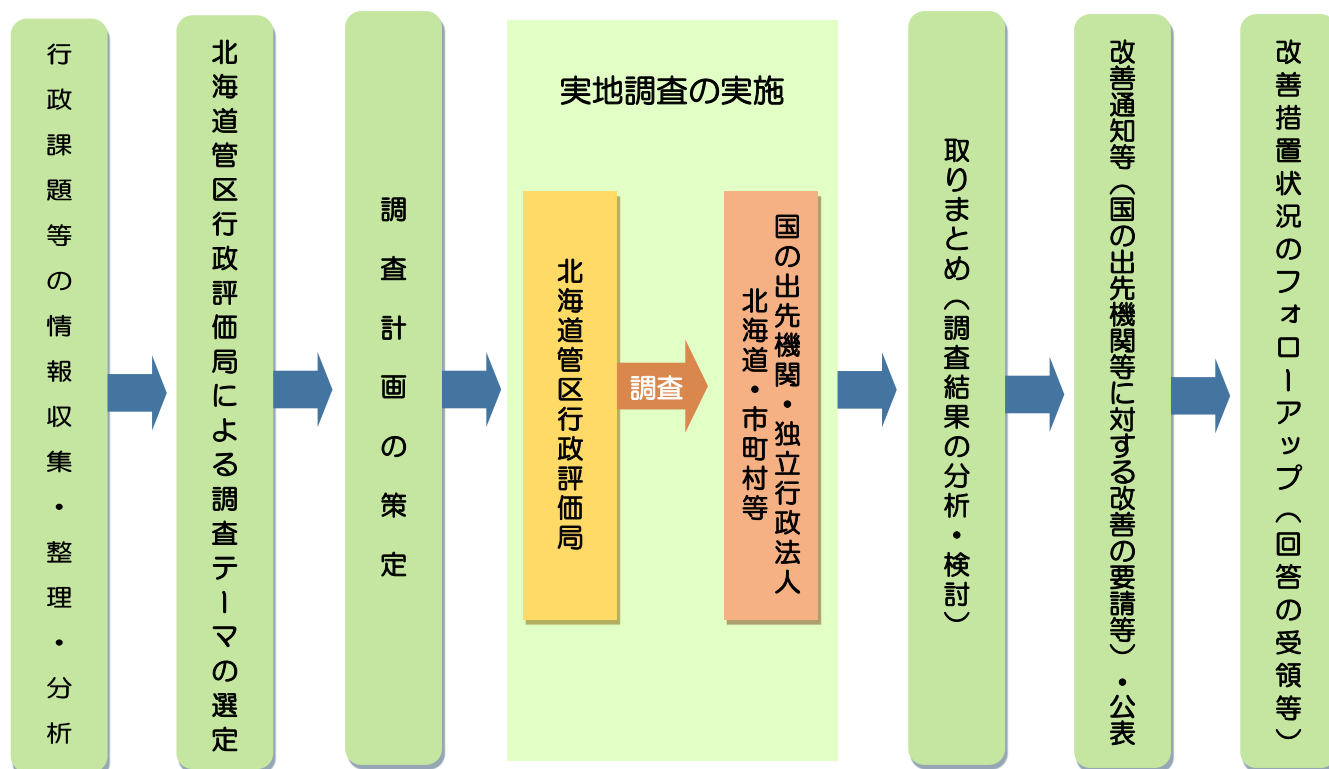
勧告

文書指導等を着実に実施するとともに、改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に実施すること

地域計画調査


- 「地域計画調査」は、全国計画調査とは異なり、地域における行政上の問題について、北海道管区行政評価局が独自に調査を行うものです。
- 調査の結果、改善が必要と認められる事項については、関係する国の出先機関の長等に対して改善意見を通知し、改善を要請します。

地域計画調査の流れ



近年、改善意見の通知等を行った調査テーマ（令和6年3月末現在）

- ・ 持続可能な物流の確保・安全対策（令和5年4月6日改善通知、通知先：北海道運輸局）
- ・ 地方公共団体のBCPの実効性（非常用発電設備）（令和4年3月30日公表、関係機関に情報提供）
- ・ 農福連携の推進（令和4年2月22日公表、関係機関に情報提供）
- ・ ヒグマの人里への出没対策等（令和3年3月30日公表、関係機関に情報提供）
- ・ 独立行政法人等における障害者等への配慮
（令和2年12月24日改善通知、通知先：8独立行政法人等の17機関）
- ・ 外国人観光旅行者に対する運行状況の提供—都市間バス等を中心として—
（令和2年2月28日改善通知、通知先：北海道運輸局）
- ・ 道の駅の運営・管理等（平成31年3月22日改善通知、通知先：北海道開発局）

より詳しい調査結果はこちらをご覧ください 



地域計画調査の例

<持続可能な物流の確保・安全対策に関する調査> — 一般貨物自動車運送事業を中心として —

より詳しい調査結果はこちら⇒



調査の背景等

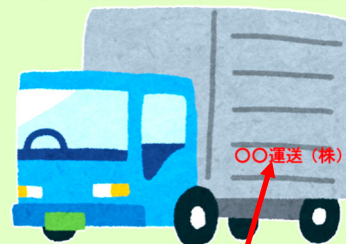
- 一般貨物自動車（トラック）運送事業では、労働環境等を理由に運転者が慢性的に不足
- 特に、北海道は、広域分散型の地域構造や、貨物輸送の大半をトラック等の自動車輸送に依存していることもあり、労働環境の改善等による運転者の確保が大きな課題
- また、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、貨物自動車運送事業法に基づく基準等の遵守が求められており、事業者自身による安全対策や、行政による監査が重要

主な調査結果（関係行政機関のほか、事業者への書面調査・ヒアリング等を実施）

- 北海道の物流の現状等
 - ・ ヒアリングを行った一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）のうち、
 - ① 半数の事業者でトラック運転者が不足
 - ② 全ての事業者で実際の運賃が標準的な運賃^{（注）}よりも低い状況
 - ③ 多くの事業者が標準的な運賃を用いて荷主と運賃交渉をしているが、一部を除き運賃の値上げに至らない状況

（注）事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃（令和2年4月国土交通省告示）
 - ・ 一部の事業者では、配送ルートの見直し等の物流の効率化に関する取組を実施
- 北海道運輸局による監査の実施状況
 - ・ 監査の実施後に、事業者からの改善報告が未提出となっている事例あり
- 事業者の安全対策の実施状況
 - ・ 労働時間等の基準が遵守されていない事例あり
 - ・ トラックの車両に適正な車体表示がされていない事例あり

<車体表示のイメージ図>



使用者の氏名又は名称を、原則、荷台部（やむをえない場合はドア部・キャビンのいずれか）に表示する必要がある。

北海道運輸局への改善意見の通知

改善意見の通知年月日：令和5年4月6日

- 監査で改善すべき事項が確認された場合には、事業者に改善報告の提出を徹底させること
- 事業者が効果的な安全対策を講ずることができるよう、輸送安全規則の規定や事業者による安全対策の取組事例について、様々な機会を通じて情報提供すること
- 監査や街頭啓発活動等の機会を利用して、不適正な車体表示を是正する取組を実施すること。また、適正な車体表示に関する啓発を実施すること